

亀山市告示第39号

亀山市認知症初期集中支援推進事業実施要綱を次のように定める。

令和2年3月30日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市認知症初期集中支援推進事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第2項第6号の規定に基づき、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けるために、認知症の者及びその家族に早期に関わる亀山市認知症初期集中支援チーム（以下「支援チーム」という。）を配置し、早期診断及び早期対応に向けた支援体制を構築することを目的として実施する亀山市認知症初期集中支援推進事業（以下「事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において使用する用語は、法及び地域支援事業の実施について（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）において使用する用語の例による。

(実施主体)

第3条 事業の実施主体は、亀山市とする。ただし、事業の全部又は一部を市長が適当と認める団体等に委託することができる。

(対象者)

第4条 事業の対象者は、市内に在住し、在宅で生活する40歳以上の認知症が疑われる者又は認知症の者で、次の各号のいずれかに該当するもの（以下「支援対象者」という。）とする。

(1) 医療サービス若しくは介護サービスを受けていない者又は中断している者で、次のいずれかに該当するもの

- ア 認知症疾患の臨床診断を受けていない者
- イ 継続的な医療サービスを利用していない者
- ウ 適切な介護サービスの利用に結び付いていない者
- エ 介護サービスの利用を中断している者

(2) 医療サービス又は介護サービスを利用しているが、認知症の行動及び心理症状が顕著なために、家族等が対応に苦慮している者

(支援チームの構成)

第5条 支援チームは、専門医1名及び専門職2名以上で構成する。

2 専門医は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 公益社団法人日本老年精神医学会若しくは日本認知症学会の定める専門医又は認知症疾患の鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験を有する医師のいずれかに該当し、かつ、国が定める認知症サポート医養成研修（以下「認知症サポート医研修」という。）を受講した医師（以下「認知症サポート医」という。）

(2) 公益社団法人日本老年精神医学会若しくは日本認知症学会の定める専門医又は認知症疾患の鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験を有する医師のいずれかであって、かつ、今後5年以内に認知症サポート医研修を受講する予定のある者

(3) 認知症サポート医であって、認知症疾患の診断及び治療に5年以上従事した経験を有し、かつ、認知症疾患医療センター等の専門医と連携を図っている者

3 専門職は、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 保健師、看護師、准看護師、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、歯科衛生士、精神保健福祉士等の医療及び保健福祉に関する国家資格を有すること。

(2) 認知症ケア又は在宅ケアの実務、相談業務等に3年以上携わった経験を有すること。

- (3) 国が定める認知症初期集中支援チーム員研修を受講し、必要な知識及び技能を修得した者(以下「研修受講者」という。)
又は研修受講者である支援チームの構成員と当該研修の受講内容を共有することができる者であること。

(支援チームの業務)

第6条 支援チームは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 支援チームの役割及び機能についての広報活動に関すること。
(2) 支援対象者及びその家族についての情報収集、訪問支援、アセスメント、モニタリング等の認知症初期集中支援に関すること。
(3) 認知症初期集中支援における関係機関との連携に関すること。

(支援チームの会議)

第7条 支援チームは、支援対象者に医療又は介護サービスが円滑に導入されることを目的として、次に掲げる事項を検討するための会議を開催するものとする。

- (1) 支援対象者の課題及び必要な支援に係るアセスメントに関すること。
(2) アセスメント内容に応じ、支援方針、支援内容、支援頻度等の決定に関すること。

2 支援チームは、必要があると認めるときは、かかりつけ医、介護支援専門員等を会議に出席させて意見を聴くことができる。

(検討委員会の設置)

第8条 次の各号に掲げる事項について検討するため、検討委員会を設置する。

- (1) 支援チームの活動状況に関すること。
(2) 認知症に関する関係機関と連携に関すること。
(3) その他支援チームの活動について必要な事項に関すること。

(事業報告)

第9条 第2条の規定により事業の委託を受けた者は、当該事業を受託した年度の末日までに、事業報告書を市長に提出しなければならない。

ならない。

(守秘義務)

第10条 支援チームの構成員は、支援チームの業務で知り得た秘密及び個人情報を漏らしてはいけない。その職を退いた後も、同様とする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。